

令和元年度
指導検査報告書

～都民が安心して福祉・医療サービスを利用できるように～

令和2年9月

 東京都福祉保健局指導監査部

はじめに

少子高齢化の急速な進行やライフスタイルの多様化により、高齢者、障害者、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化し、福祉ニーズも高度化・複雑化してきました。

こうした変化に対応するため、高齢者福祉の分野においては介護保険制度がスタートし、障害者福祉の分野でも支援費制度が始まるなど、行政の判断でサービスの対象者・内容等を決定する「措置制度」から、利用者自身がサービスを選択する「契約制度」へと、利用の仕組みが大きく変わりました。また、児童福祉の分野では、子ども・子育て支援法が成立し、地域の子育て家庭の状況や子育て支援へのニーズを把握し施策を推進している区市町村を、国や都が重層的に支援する連携体制が構築されました。

これに伴い、福祉サービスを提供する事業主体も、社会福祉法人だけではなく、地域で活動するNPO法人や民間企業など多様な事業者が参入するとともに、利用者自らが必要なサービスを選択し、利用できるようになりました。

こうした中、社会福祉法人が今後も地域福祉の中心的な担い手としての役割を果たすことができるよう、社会福祉法が改正され、公益性と非営利性を備えた法人としての在り方を徹底する観点から、社会福祉法人制度の改革が行われました。

福祉保健局では、都民の皆様が、安心して質の高い福祉・医療サービスを利用することができるように、事業者に対して、法令基準等に基づき適正にサービス等を提供するよう指導を行うとともに、サービスの質の向上を目指した育成にも取り組んでいます。

また、虐待などの不適切な行為や介護・診療報酬の不正請求などの悪質な法令違反を行った事業者や医療機関に対しては、改善勧告等の指導や改善命令・指定取消などの行政処分を行っています。

今後とも、国や区市町村等関係機関との一層の連携を図りながら、効果的・効率的な指導の実施に努めていきます。

この報告書は、令和元年度に実施した指導検査結果について、指摘事項を中心に分かりやすくとりまとめ、適正な事業運営の一助となるよう、具体的な指導事例も掲載しています。

都民の皆様には、福祉・医療サービスの抱える課題を知っていただきたいと存じます。また、事業者や医療機関の皆様には、問題の早期発見と自主的な早期改善のために活用していただければ幸いです。

令和2年9月

福祉保健局指導監査部長
本多 由紀子

目次

I	指導検査の概要	
1	社会福祉施設・事業者等に対する指導検査	1
2	保険医療機関等に対する指導等	3
3	指導監査部の概要	4
4	社会福祉法人制度改革について	7
II	社会福祉施設・事業者等に対する指導検査の結果	
1	社会福祉法人	9
2	介護保険施設 (介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、 介護医療院)	14
3	高齢者施設等 (養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、 サービス付き高齢者向け住宅)	21
4	介護保険在宅サービス事業(福祉系)	30
5	介護保険在宅サービス事業(医療系)	42
6	障害者支援施設等	49
7	障害福祉在宅サービス事業等 (障害福祉在宅サービス事業、障害児通所支援事業)	55
8	保護施設 (救護施設、更生施設、宿所提供施設)	62
9	児童福祉施設等(保育所・保育施設を除く。) (児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、 自立援助ホーム)	63
10	保育所・保育施設等	71
11	その他の施設等 (宿泊所、婦人保護施設、社会福祉協議会)	85
III	保険医療機関等に対する指導等の結果	
1	保険医療機関等	89
2	指定医療機関(生活保護法等)	96
IV	不正や権利侵害に対する監査等	
1	社会福祉法人に対する特別監査	99
2	介護保険サービスに対する監査	100

3	障害福祉サービス等に対する監査	101
4	児童福祉施設等に対する特別指導検査等	102
5	保険医療機関等に対する監査	103
6	生活保護法の指定医療機関に対する検査	104

V 福祉サービス第三者評価制度

1	福祉サービス第三者評価制度とは	105
2	第三者評価の内容	105
3	第三者評価を実施するメリット	106
4	第三者評価の受審促進に向けた取組	107

VI 資料編

資料1	令和元年度検査実績一覧	112
資料2	令和元年度返還金等実績	116
資料3	令和2年度指導検査実施方針	118
資料4	社会福祉施設・事業等の概要	164
資料5	各種参考情報	169

(注) II及びIIIの「検査(指導)実施状況」並びにVI資料1における対象数及び
 実地検査数等について

対象数は、平成31年4月1日現在の数（八王子市に所在する施設・事業所を除く）を基本とし、実地検査数(実地指導数)及び個別指導数は令和元年度に実施した数を記載しています。